

第6回犯罪被害者等基本計画検討会事前意見

国立精神・神経センター精神保健研究所

中島聡美

1. 基本法第20条（国民の理解の増進）に関して

(1) 教育現場を通じた理解の増進

犯罪が被害者にどのような心身や社会機能のダメージをもたらすかということを一般国民が理解することは、以下の3つの点において重要である。

- ① 被害者に対する偏見をなくし、2次被害を防止する。
- ② 自分が被害者となった場合、あるいは周囲の人が被害者となった場合に対処できる知識を身につけられる。
- ③ 犯罪行為の重大性を理解することで、犯罪行為の抑止力となる。

また、被害者の心理だけでなく、被害にあわないような予防教育、あるいはあった場合にどのように対処したらよいのか、警察や検察、裁判所のしくみについて被害者がどのような処遇を受けるのかといった観点での教育も重要である。

被害者の心理や被害に関連する事項についての教育は義務教育のみならず、生涯学習や地域での学習の場を通して、繰り返し様々の観点で行われることが望ましい。教育現場におけるプログラムについて以下の提言を行う。

- ① 未就学児に対して：主に被害予防や被害にあった場合の対処についての教育（幼稚園、保育所、母親の研修の場など）
- ② 小、中、高校生に対して：被害予防教育（CAP プログラム（参考資料1）、警察と連携した予防教育など）、被害時の対処、被害者の心理、かかわり方などの授業を設ける。特に高校生においては、デートレイプの予防や対処について学ぶことが必要である。また飲酒問題の教育の中で、交通事故の問題をとりあげていくことも必要である。
- ③ 大学生に対して：教育学、医学、心理学、福祉学等被害者に係わる学部の授業で被害者の心理と対応をカリキュラムに取り入れる。一般学生については、飲酒問題、安全運転教育の中で被害者の問題を取り入れる。特に駐車許可証を、飲酒運転と被害者の問題について受講した学生のみ発行するなどの方法をとることで徹底できるであろう。
- ④ 被害者に係わるすべての職種（医師、心理士、福祉職、警察官、検察官、裁判所職員、行政職員）の職業研修の中に被害者の心理と対応についての教育を取り入れる。
- ⑤ 地方自治体の行う生涯学習のカリキュラムに被害者心理、対応についてのカリキュラムを設ける。

＊参考資料2としてアメリカ合衆国での学校現場における被害者教育の指針を添付した

(2) 広報・啓発活動の実施、犯罪被害者等のおかれた状況等についての国民理解の増進、犯罪被害にまつわる偏見のない社会の形成

警察庁の犯罪被害者実態調査（2002）では、被害者の 34.9%が「近所の人や通行人に変な目でみられた」としており、回答したうちの 67.3%はこれも被害の一部として認識していた。被害者への社会のまなざしが暖かいものになるためには広報啓発活動が重要である。

広報啓発活動として、必要と思われる項目を以下にあげた。

- ① 犯罪被害者への関心を喚起するための日や週間を定め、行政や関連機関による集中的な広報活動を行う
- ② 行政など一般市民がよく訪れる窓口で犯罪被害への理解をふかめるパンフレットなどを設置する。＊参考資料として、アジア女性基金で作成した性暴力被害の 2 次被害をふせぐためのパンフレットを添付する。
- ③ 国、地方自治体において HP、マスメディアを通じて被害者への理解を呼びかける活動を継続して行う

(2) 報道機関等における配慮

報道機関は、被害者にとって社会へ理解をもとめるメッセンジャーとしての役割を持つ一方、配慮のない報道は 2 次被害をもたらす。前述した犯罪被害者実態調査においても、29%がマスメディアから取材をうけ、そのうちの 68%は被害の一部であるとしている。マスメディアからのフラッシュが PTSD 症状のトリガーとなるようなケースもみられ、マスメディアが報道活動に際して、被害者に 2 次被害を与えない配慮を行うことは重要である。特に配慮が必要と思われる項目を下記にあげた。

- ① 基本的に被害者の同意に基づいて取材がおこなわれるべきであり、同意のない一方的な取材はおこなわれるべきではない
- ② 被害直後は混乱が著しく、同意能力の低下がある。このような状態の被害者に配慮し、長時間の取材や、とりかこむような取材を行うべきではない。
- ③ 子どもの取材には親の同意が必要であり、むやみに行われるべきではない。
- ④ 被害者宅への取材は、安心の場を奪うことになるため、事前の許可を得てからにするべきである。（事件後、マスメディアにさらされるために、自宅へ帰れない事例が存在する）
- ⑤ 同意のない状態で、被害者の顔がわかるような撮影はさけるべきである。

このような項目について、報道機関自らがガイドラインをつくり配慮ある報道を行うことが望まれる。

＊参考資料 3：OVC の提示した、報道機関のガイドライン

2. 基本法 23 条 推進体制

犯罪被害者支援は、継続的にかつ、被害者の声を吸収しながら行うべきである。このような形で行うためには、国や地方自治体において被害者関連の部署が設置され、ここで、基本計画の推進と、評価、改訂を行っていくことが必要である。そのために、国、地方自治体に下記のような機関が設置されることを望むものである。

- ① 国レベル：内閣府の犯罪被害者支援推進室が存続し、基本計画の推進、評価、見直しを行うとともに、各省庁の連携や国民・被害者の声の窓口として機能する。
- ② 地方自治体レベル：県庁や市町村役場において被害者対応の窓口あるいは担当者が設置され、基本計画の地方自治体における実施と被害者の相談・意見の窓口として機能する。